

## 負担限度額認定申請について

### 説明

市民税非課税世帯で預貯金等の額が一定額以下の人が、施設入所やショートステイ利用時の居住費と食費の減額を受ける場合の申請書です。

### 【必要書類等】

申請書のほか、次のものがが必要です。

1. 申請者の本人確認書類  
1点でよい主なもの・・・運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、マイナンバーカード  
2点でよい主なもの・・・介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証、年金手帳
2. 被保険者本人の介護保険被保険証
3. 印鑑 **(被保険者本人と配偶者)**
4. マイナンバー確認書類 **(被保険者本人と配偶者)**  
マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し(マイナンバー付)のいずれか代理で申請する場合はその写しでも可
5. 預貯金等の証拠書類の写し **(被保険者本人と配偶者)**

※証拠書類の原本をお持ちいただければ、長寿課で必要な部分のコピーをお取りすることもできます。

### 申請の注意事項

この申請における「配偶者」は、被保険者本人と別世帯の配偶者や内縁関係の人も含みます。

生活保護受給者の方は、申請書の「預貯金等の申告」欄の記入は必要なく、必要書類等のうち

「5. 預貯金等の証拠書類の写し」は不要です。

対象者の要件や減額内容等については、[利用料の軽減・助成制度](#)をご確認ください。